国際機構(organization)は法人であり、法人の内部に機関(organs)が設置される。一つつの機関は法人格を有さない。外務省は international organization を「国際機関」と訳し、たとえば World Trade Organization は「世界貿易機関」という日本語名称が「公定訳」であるが、organ と organization とを混同しないようにするため、講学上は organization を「機構(あるいは組織)」、organ を「機関」として明確に区別する。

国際機構がどのような機関を有するかについて、あらゆる国際機構に共通する規則は存在しない。ただし、一般的傾向としては、機構構成員の全てが参加する全体会(例、国連総会)と、一部のみが参加する制限的機関(例、国連安全保障理事会)、機構構成員は参加せず機構の事務を扱う事務局(例、国連事務局)の三種の機関を多くの国際機構に見ることができる。機構内の諸機関間でどのような権限配分・役割分担がなされるかは、当該機構の設立文書による。国連の場合、安全保障分野については総会と安全保障理事会との間に一定の権限の重複が見られ(憲章11条・12条)、問題が生じることがある(国際法第二部で学ぶ)。総会と経済社会理事会・信託統治理事会との関係については明文規定が置かれている(60条・85条)。国際司法裁判所も国連の機関であり(7条・92条)、安全保障理事会との権限関係で問題を生じることがある(詳細は後日)。

各機関は、その内部に下部機関を設置する場合がある。国連の場合、それを補助機関 (subsidiary organs)と呼ぶ (国連憲章 7 条・22 条・29 条)。総会には、第一から第六までの 委員会、信任状委員会、一般委員会、軍縮委員会など専門分野ごとの委員会、その他小規模の委員会、人権理事会など「理事会」の名称を有するもの、作業部会、その他、実に多くの補助機関が設置されている。安全保障理事会も、経済制裁等を扱う各種制裁委員会のほか、平和維持活動部隊、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所などのさまざまな補助機関を設置している。

補助機関の権限は、それを設置する機関の権限の範囲内で、設置機関が決定する。その意味で補助機関は設置機関に従属するが、設置機関は自らを拘束する決定を下す補助機関を設置することも妨げられない。国連職員と国連との間の紛争を扱うかつての国連行政裁判所について、国際司法裁判所は、国連行政裁判所は総会の補助機関なのだから同裁判所の判決は総会を拘束しないとの主張に対して、行政裁判所にどのような権限を与えるかは総会の意思次第であって、司法的機関を設置することを決定したのだから総会を拘束することができる、との判断を示している(国連行政裁判所賠償判決の効果に関する勧告的意見(Advisory Opinion of 13 July 1954, PDF 2Mb)、*I.C.J. Reports 1954*, p. 47, p. 60)。

紛らわしい名称としては、「専門機関 (specialized agencies)」もある (憲章 57 条)。これは、それぞれ独立の国際機構であって、国連と特定の協力関係にあるものを指す (憲章 58 条 \cdot 63 条 \cdot 64 条 \cdot 66 条 \cdot 70 条)。

<u>国連サイト</u>を見ると、"the United Nations family"なる表現に気がつく。また、<u>the United Nations system</u>と呼ばれることもある。The United Nations system の PDF を見てみると、そこに専門機関が含まれていることが判る。よく見てみると、報道等で頻繁に目にする

IAEA や WTO が専門機関ではなく related organizations に含まれている。なぜ、IAEA や WTO は専門機関ではないのだろうか。IAEA については国連憲章 57 条を読み直してみれば気がつくだろう。IAEA は、経済社会理事会とではなく、総会や安保理と一定の関係を結んでいる。では、WTO についてはどうだろうか。E/1995/125、それに留意するとする経社理決議 1995/322 (1995 年決議集の後ろの方に収録されている)、WTO サイトなどを見ながら考えてみよう。

国際機構は法人である。したがって、実際に何らかの行動をとる際には、自然人の関与が必要である。まずは、「国際公務員」とも呼ばれるそのような職員とはどのような人たちで、実際にどのような仕事をしているかを知る必要がある。外務省国際機関人事センターのサイトを隅から隅まで読んでくること。併せて、UN Careers・国連広報センター「国連で働く」も見てくること。常に話題になる日本人職員の「不足」については、NHKでも報じられている。

国連憲章 101 条 1 項に基づく職員規則が定められている (事務局ページを一番下までスクロール)。そして、職員身分保障のための制度として、<u>裁判機関</u>が設置されている 1。そのような裁判機関 (国際機構の「行政裁判所 administrative tribunal」という)は、ILO、世界銀行、IMF等にも設置されており、また、ILO 行政裁判所の管轄権を認めている国際機構も多い。アジア開発銀行、EU など、地域機構にも同種の裁判機関が用意されていることがある。

国連憲章 100 条に、"the staff"への言及がある。どのような職員でなければならないとされているか。また、それはなぜか。それを踏まえると、国連加盟国からの派遣(国連加盟国政府が、自国公務員を国際機構に期限付任用させること)が問題となり得る。このような制度は、国連憲章 100 条の下で認められるか?²

この問題に関する代表的裁判例である Qiu, Zhou and Yao v. Secretary-General of the United Nations (United Nations Administrative Tribunal Judgment No. 482, 25 May 1990) を見てみよう³。申立人は、いずれも中国国籍を持ち、1984 年に中国語逐語議事記録担当官として5年任期で国連事務局に採用された。任用書には、中国政府からの派遣であることが明記されていた。5年後、申立人が、国連総会決議 37/126 (IV のパラグラフ 5) および 38/232 (VI のパラグラフ 5) に基づいて終身任用を求めたところ、事務総長はそれを拒否した。そこで、申立人は国連職員としての地位の確認を求めて国連行政裁判所 (当時) に提訴した。裁判所は、以下のような判断を示した。

¹ 黒神直純「国連行政裁判所の改革について―国連紛争裁判所と国連上訴裁判所の設立―」『法学と政治学の新たなる展開』(有斐閣、2010年)。

² 国際公務員の地位・待遇一般について、黒神直純『国際公務員法の研究』(信山社、2006年)。

³ 同事件に関する日本語での解説は、黒神・前掲注2・85 頁以下。

XXIII. The Tribunal finds that the conditions laid down for an official to be on secondment are not fulfilled in this case. The Applicants' status was not, in fact, "defined in writing by the competent authorities in documents specifying the conditions and

particularly the duration of the secondment". Such documents, if they exist, have not been brought to the attention of the Applicants. The Applicants were not on genuine secondment within the meaning given to that term in Judgement No. 192, which reaffirms the definition established in Judgement No. 92, Higgins (1964):
"... the term 'secondment'... implies that the staff member is posted away from his establishment of origin but has the right to revert to employment in that establishment at the end of the period of secondment and retains his right to promotion and to retirement benefits ..." (Judgement No. 192, para. IV).

[...]

XXIX. More generally, the Tribunal considers that the limits of the Secretary-General's discretionary powers are governed by the following principle established by the Tribunal's consistent

case-law: the Secretary-General may not legally take a decision which is contrary to the Charter, in particular to Articles 100 and 101, or to the provisions of the Staff Rules and Regulations.

XXX. In this connection, the Tribunal agrees with the Respondent that the Secretary-General has the right to consult the Governments of Member States when he exercises his power of appointment, provided however that such consultation should not contravene the principles referred to in the preceding paragraph.

As the Tribunal states below, it holds that, in the present case, by accepting the position advocated by the Government consulted, the Secretary-General has not acted in conformity with the foregoing principles.

[...]

XXXIII. In keeping with the wishes expressed by the Chinese Mission, there is nothing to prevent the maintenance of a rotation system. The Tribunal considers that a rotation system is not unlawful per se. Such a system can and must serve the interests of the United Nations and the Member State concerned by providing a pool of Chinese-language translators, verbatim reporters and interpreters, while at the same time developing their knowledge and command of foreign languages. Such training will be very useful in the development of relations between the United Nations and China when those experts return home permanently.

But in the opinion of the Tribunal, the rotation system must be established on a precise legal basis - through secondment in accordance with the terms governing secondment and without ruling out career appointments, pursuant to General Assembly resolution 37/126.

派遣制度は国連憲章と両立するか? するとすればその条件は? しないとすれば その理由は?

職員の中でやや特殊な地位を有するのが、それら職員の長である。国連の場合、<u>事務</u> 総長がそれである。事務総長の任務は、国連憲章 98 条・99 条に一応の規定があるが、 実際には黙示的権限を駆使して様々な活動を行っている。その中立的立場を利用して、 またその限界内で、国際紛争における仲介など一定の政治的役割を果たす。慣行として、 1 期 5 年、最長 2 期任命される。独立性の観点からは、1 期をより長くして再任不可と すべし、との意見もある。どう考えるか?

以上